

国立大学法人奈良教育大学放射線障害予防規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成21年3月 3日規則第68号

改正 平成22年9月10日規則第49号

(目的)

第1条 この規則は、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）及び国立大学法人奈良教育大学安全衛生管理規則（平成16年奈良教育大学規則第131号）第34条に基づき、本学における放射性同位元素の取扱いについて定め、放射線障害の発生を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(組織)

第2条 放射線障害の防止のための安全管理組織は、別表1のとおりとする。

(放射線安全委員会)

第3条 放射線障害の防止に関して必要な事項の企画、調査、審議等を行うために、放射線安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の規則は別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第4条 放射線障害の発生の防止について必要な指導監督を行わせるため、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）を置く。

2 主任者が、出張、疾病その他の理由により、職務の遂行が不可能なとき、その期間中、その職務を代行させるため、主任者の代理者（以下「代理者」という。）を置く。

3 主任者及び代理者は、第一種放射線取扱主任者免状を有する者の中から、国立大学法人奈良教育大学長（以下「学長」という。）が選任する。

(主任者の職務)

第5条 主任者は、放射線障害の発生の防止に係る監督に関し、法及びこの規則の定めるところに従い、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 予防規則の改廃への参画
- 二 放射線障害防止上、重要な計画作成への参画
- 三 法に基づく申請、届出、報告の審査
- 四 異常及び事故の原因調査への参画
- 五 学長に対する意見の具申
- 六 放射線実験棟の使用状況及び設備、帳簿、書類等の監査
- 七 放射性同位元素使用計画の承認
- 八 放射性同位元素の受入れ、払出し、保管、運搬等の承認
- 九 関係者への助言、勧告及び指示
- 十 教育訓練計画の作成及び実施への参画

十一 第3条に定める委員会開催の要求

十二 その他、放射線障害防止に関して必要な業務

(管理責任者)

第6条 放射線実験棟及び設備の維持・管理のために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、放射線取扱の経験を有する者の中から、学長が委嘱する。

(維持、管理及び点検)

第7条 管理責任者は、放射線実験棟及びこれに付随する設備を別表2に定める項目について年2回以上点検し、異常を認めたときは、修理する等必要な措置を講じなければならない。

2 管理責任者は、前項の結果及び講じた措置を学長及び委員会に報告しなければならない。

(放射性同位元素の取扱等業務に従事する者の登録)

第8条 放射性同位元素を使用しようとする者及び業務上放射線実験棟に立ち入る者は、原則として年度開始までに、学長に申請をしなければならない。

2 学長は、前項の申請者を、委員会の審査に基づき、放射線業務従事者(以下「従事者」という。)として登録するものとする。

3 登録の有効期間は、その年度内に限る。

(管理区域)

第9条 放射線障害防止のため、管理区域を定める。

2 管理責任者は、次に定める者以外の者を管理区域に立ち入らせてはならない。

イ 従事者として、第8条に基づいて登録された者

ロ 見学等の目的で、一時立ち入り者として管理責任者が認めた者

(受入れ及び払出し)

第10条 放射性同位元素の受入れ又は払出しに係る次の各号に掲げる業務を行う場合は、あらかじめ主任者の許可を得なければならない。

一 購入した放射性同位元素の受入れ

二 他事業所からの放射性同位元素の受入れ

三 他事業所への放射性同位元素の払出し

四 不要となった密封放射性同位元素の本学の外への払出し

(使用)

第11条 放射性同位元素を使用する場合は、法及びこの規則を遵守するとともに、次に掲げる事項を厳守して、人体の受ける放射線量をできるだけ少なくするようにしなければならない。

イ 密封されていない放射性同位元素を使用しないこと。

ロ 放射線実験棟以外では使用しないこと。

ハ 放射線源が破壊され、散逸して汚染するおそれのない状態で使用すること。

ニ 管理区域内では、個人被ばく線量計を指定された位置に着用し、随時被ばく線量を測定して、所定の用紙に記録すること。

ホ 放射線照射中は、照射中であることを表示すること。

へ その他、主任者の指示に従うこと。

(保管)

第12条 コバルト60は、コバルト60照射室内のガンマ線照射装置兼貯蔵容器内に、シャッターを閉止し、施錠して保管すること。

2 ストロンチウム90は、容器に入れてコバルト60照射室内の貯蔵箱に施錠して保管すること。ただし、機器に装備されているものは、装備した状態で保管し、シャッター機構のあるものはシャッターを閉じて保管すること。

3 放射性同位元素の保管中は、ガンマ線照射装置を使用するときのほか、コバルト照射室の出入口を施錠すること。

(運搬)

第13条 管理区域において放射性同位元素を運搬する場合は、主任者の許可を受け、被ばくの防止等保安上必要な措置を講じなければならない。

2 本学の外において放射性同位元素を運搬する場合は、主任者及び学長の承認を受けなければならない。

3 前項の運搬は、運搬業者等に委託して行うものとする。

(廃棄)

第14条 放射性同位元素を廃棄する場合は、主任者の許可を受け、放射性廃棄物容器に封入し、日本アイソトープ協会に引き渡すものとする。

(場所の測定)

第15条 管理責任者は、放射線障害の発生するおそれのある場所について、放射線の量の測定を実施しなければならない。

2 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量率又は1センチメートル線量当量について、放射線測定器を使用して行うこと。

3 測定場所は、放射線実験棟、管理区域の境界及び大学の境界とする。

4 測定は、作業を開始する前に1回及び作業を開始した後には、1月を超えない期間ごとに1回行うこと。ただし、放射性同位元素を取り替える場合には、その都度行うこと。

5 測定の結果については、測定の都度次の項目について記録すること。

イ 測定日時

ロ 測定箇所

ハ 測定をした者の氏名

ニ 放射線測定器の種類及び型式

ホ 測定方法

へ 測定結果

6 前項の記録は、5年間保存しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第16条 管理責任者は、管理区域に立ち入る者に対して、適切な測定器を着用させ、外部被ばくによる線量を測定しなければならない。

2 測定は次に定める部位について、1センチメートル線量当量及び70マイクロメート

ル線量当量について行うこと。

イ 胸部、ただし、女子にあつては腹部

ロ イのほか、頭部及びけい部から成る部分、胸部及び上腕部から成る部分並びに腹部及び大たい部から成る部分のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部分が胸部及び上腕部(女子にあつては腹部及び大たい部)から成る部分以外の部分である場合は、当該部位

ハ 人体部位のうち、外部被ばくによる線量が最大となるおそれのある部位が、頭部、けい部、胸部、上腕部、腹部及び大たい部以外の部位である場合は、イ及びロのほか当該部位

3 測定は管理区域に立ち入る者について、管理区域に立ち入っている間継続して行うこと。ただし、一時立ち入り者として管理責任者が認めた者については、外部被ばくによる線量が100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときは行うこと。

4 測定の結果については、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに集計し、集計の都度次の項目について記録すること。

イ 測定対象者の氏名

ロ 測定をした者の氏名

ハ 放射線測定器の種類及び型式

ニ 測定方法

ホ 測定部位及び測定結果

5 管理責任者は、測定の結果から、実効線量及び等価線量を、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間、4月1日を始期とする1年間並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間について、当該期間ごとに算定し、算定の都度次の項目について記録すること。

イ 算定年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 算定した者の氏名

ニ 算定対象期間

ホ 実効線量

ヘ 等価線量及び組織名

6 前項による実効線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間についての実効線量が20ミリシーベルトを超えた場合は、当該1年間以降は、当該1年間を含む5年間の累積実効線量を当該期間について、毎年度集計し、次の項目について記録すること。

イ 集計年月日

ロ 対象者の氏名

ハ 集計した者の氏名

ニ 集計対象期間

ホ 累積実効線量

7 管理責任者は、前3項の記録を永久に保存するとともに、その写しを当該測定の対象者に対し、記録の都度交付すること。

(教育及び訓練)

第17条 委員会は、従事者及び管理区域に立ち入る者に対し、法及びこの規則等を熟知せしめるとともに、放射線障害の防止に必要な教育及び訓練を行わなければならない。

2 従事者に対する教育及び訓練は、取扱等業務を開始する前又は管理区域に立ち入る前及び業務を開始した後又は管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごとに行わなければならない。

3 教育及び訓練の項目は、次のとおりとする。

イ 放射線の人体に与える影響 (30分)

ロ 放射性同位元素の安全取扱い (4時間)

ハ 放射線障害の防止に関する法令 (1時間)

ニ 放射線障害予防規則 (30分)

ホ その他放射線障害防止に必要な事項

4 委員会は、前項の全部又は一部に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、当該項目についての教育及び訓練を省略することができる。

5 一時立ち入り者として管理責任者が認めた者に対する教育及び訓練は、放射線実験棟において放射線障害が発生することを防止するために必要な事項について行うこと。

(健康診断等)

第18条 従事者は、次に定める健康診断を受けなければならない。

2 健康診断の実施時期は、次のとおりとする。

イ 従事者として登録する前又は初めて管理区域に立ち入る前

ロ 管理区域に立ち入った後にあつては1年を超えない期間ごと。

3 前項の規定にかかわらず、実効線量限度又は等価線量限度を超えて放射線に被ばくし、又は被ばくしたおそれのある者は、遅滞なく健康診断を受けなければならない。

4 健康診断は、問診及び検査又は検診とし、検査又は検診は、次の部位及び項目について、初めて管理区域に立ち入る前に行うイ及びロを除き、医師が必要と認める場合に限り行うこととする。

イ 末しょう血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率

ロ 皮膚

ハ 眼

5 健康診断は保健管理センターで行う。

6 健康診断の結果の記録は、これを保健管理センターが永久に保存するものとし、その写しを、実施の都度、主任者に送付するとともに、本人に交付しなければならない。

(放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対する措置)

第19条 学長は、従事者が放射線障害を受け、又は受けたおそれのある場合には、保健管理センター長及び主任者の意見に基づき、取扱の制限、管理区域への立ち入り禁止等

の措置をとらなければならない。

(記帳及び保存)

第20条 学長は、受入れ、払出し、使用、保管、運搬、廃棄、点検並びに教育及び訓練を記録する帳簿を備え、主任者及び従事者に記帳させなければならない。

2 帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

一 受入れ

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素を受入れた年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ハ 放射性同位元素の受入れに従事する者の氏名

二 払出し

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素を払出した年月日及びその相手方の氏名又は名称
- ハ 放射性同位元素の払出しに従事する者の氏名

三 使用

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

四 保管

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ハ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

五 運搬

- イ 本学の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
- ロ 荷受け人又は荷送り人の氏名又は名称、並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

六 廃棄

- イ 放射性同位元素の種類及び数量
- ロ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法
- ハ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

七 点検

- イ 点検の実施年月日
- ロ 結果及びこれに伴う措置の内容
- ハ 点検を行った者の氏名

八 教育及び訓練

- イ 教育及び訓練の実施年月日、項目
- ロ 教育及び訓練を受けた者の氏名

3 主任者は、前項の帳簿を毎年3月31日又は放射線実験棟の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、かつ、これを5年間保存しなければならない。

(事故届)

第21条 放射性同位元素の盗取、所在不明その他の事故を発見した者は、直ちに主任者又は管理責任者に通報し、通報を受けた者は、直ちに学長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた学長は、遅滞なく、その旨を警察署に届けなければならない。

(危険時の措置)

第22条 放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより放射線障害が発生し、又は発生するおそれのある事態を発見した者は、直ちに、その旨を主任者又は管理責任者に通報してその指示を受け、応急の措置を講じるとともに、直ちに警察署に通報しなければならない。

2 前項の通報を受けた者は、直ちに発見者に適切な指示を与えるとともに、学長に報告しなければならない。

3 学長は、第1項の事態が発生したときは、遅滞なく、文部科学大臣に届けなければならない。

(地震等の災害時における措置)

第23条 地震、火災等の災害が起こった場合には、別に定める災害時の連絡通報体制に従い、管理責任者が別表2に定める項目について点検を行い、その結果を、主任者を經由して学長に報告しなければならない。

(報告)

第24条 学長は、次のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに、その状況及びそれに対する処置を10日以内に、それぞれ文部科学大臣に報告しなければならない。

一 放射性同位元素の盗取又は所在不明が生じたとき。

二 放射性同位元素が異常に漏洩したとき。

三 従事者について、実効線量限度又は等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。

四 前3号のほか、放射線障害が発生し、又は発生するおそれのあるとき。

2 学長は、放射線実験棟を廃止したときは、講じた措置等について、30日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

3 学長は、毎年4月1日からその翌年の3月31日までの期間について作成した放射線管理状況報告書を、当該期間の経過後3月以内に文部科学大臣に提出しなければならない。

4 学長は、密封された放射性同位元素であって人の健康に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとして文部科学大臣が定めるもの(以下「特定放射性同位元素」という。)について、受入れ又は払出しを行ったときは、当該行為を行った日から15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

5 学長は、前項の規定により報告を行った特定放射性同位元素の内容を変更したとき又は当該変更により当該特定放射性同位元素が特定放射性同位元素でなくなったときは、その旨及び当該特定放射性同位元素の内容を、変更の日から15日以内に文部科学大臣に報告しなければならない。この場合において、一連の行為として、受入れ又は払出しを行ったときは、前項の報告を併せて行うことができる。

6 学長は、毎年3月31日に所持している特定放射性同位元素について、同日の翌日か

ら起算して3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

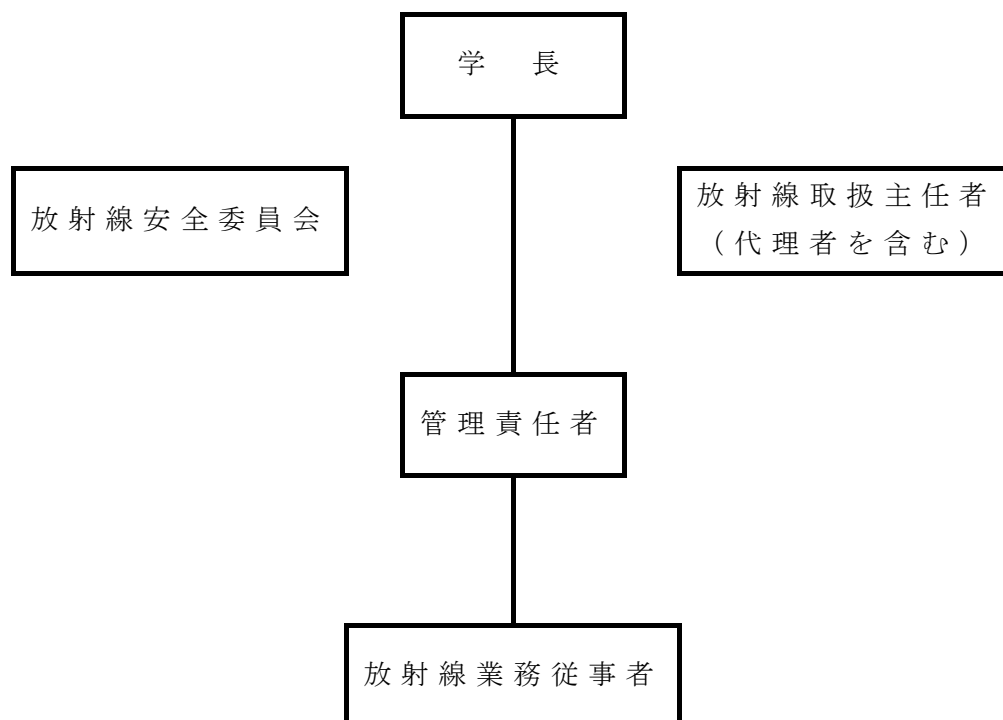
附 則（平成21年規則第68号）

この規則は、平成21年3月3日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成22年規則第49号）

この附則は、平成22年9月10日から施行し、平成22年4月1日から適用する。ただし、第24条第4項から第6項までの改正規定は、平成23年1月1日から施行する。

別表 1



別表 2

管理区域

点検項目	点検結果
・放射線実験棟の出入口及び窓の錠が正常に作動すること	適否
・放射線実験棟の出入口付近及び壁に「管理区域(使用施設)」標識が付されていること	適否
・放射線実験棟の出入口付近に注意事項及び緊急時の連絡先が掲示されていること	適否

照射室及び使用室について

(1) コバルト照射室

点検項目	点検結果
・床、壁及び天井の亀裂等異常がないこと	適否
・照射装置兼貯蔵容器の遮蔽に異常がないこと	適否
・照射装置兼貯蔵容器のシャッターの錠が正常に作動すること	適否
・密封された放射性同位元素の貯蔵箱の遮蔽に異常がないこと	適否
・密封された放射性同位元素の貯蔵箱の扉の錠が正常に作動すること	適否
・出入口付近に「放射性同位元素使用室」標識が付されていること	適否
・照射装置兼貯蔵容器に「貯蔵容器」標識及び注意事項が付されていること	適否
・貯蔵箱に「貯蔵箱」標識及び注意事項が付されていること	適否
・出入口付近の自動表示装置が正常に作動すること	適否
・線量率計・モニター等の機器が正常に作動すること	適否

(2) 小線源使用室 A

点検項目	点検結果
・床、壁及び天井の亀裂等異常がないこと	適否
・出入口付近に「放射性同位元素使用室」標識が付されていること	適否

(3) 小線源使用室 B

点検項目	点検結果
・床、壁及び天井の亀裂等異常がないこと	適否
・出入口付近に「放射性同位元素使用室」標識が付されていること	適否